



## ○会計規程

### (契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

- 2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

### (入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行わなければならない。

### (指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。
- (2) 一般競争によることが不利と認められるとき。
- (3) その他事業運営上特に必要があるとき。

### (随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
  - (2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
  - (3) 競争入札によることが不利と認められるとき。
- 2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。
- (1) 契約の予定価格が少額であるとき。
  - (2) その他事業運営上特に必要があるとき。

## ○契約事務取扱細則

### (随意契約によることができる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1)～(6)省略
- 2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
  - (1) 外国で契約をする場合
  - (2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合
  - (3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
  - (4) 落札者が契約を結ばない場合

### (随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの